

令和6年度

認可外保育施設自主点検表

居宅訪問型保育事業

設置者名：

施設名：

電話番号：

FAX番号：

自主点検表の基準日：令和 年 月 日

【記載の注意事項】

- ・点検表の基準日は、提出月の初日現在で記入してください。
- ・該当がある場合は、□にチェックを入れてください。

【関係法令等の標記】

法	→ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
規則	→ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
運営基準	→ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
指導監督通知	→ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日付け雇児発第177号)
監督指針	→ 「指導監督通知」〔別紙〕 認可外保育施設指導監督の指針
監督基準	→ 「指導監督通知」(別添) 認可外保育施設指導監督基準
個人	→ 複数の保育に従事する者を雇用していない居宅訪問型保育事業
複数従事者	→ 複数の保育に従事する者を雇用している居宅訪問型保育事業

第1 保育に従事する者の数及び資格										
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 保育に従事する者の数	●	●	〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	保育に従事する者の数は原則、1人に対して乳幼児1人としているか。	☐	☐	☐	監督基準第1の2(2)イ	・保育の記録	
2 保育に従事する者の資格者の数	●		〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士(国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者をいう。	保育に従事する者は、有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了している者(※)か。 ※…都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了している者	☐	☐	☐	監督基準第1の2(2)イ	・資格証 ・修了証書	
		●		保育に従事する全ての者(ただし、採用した日から1年を超えていない者を除く。)は、有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了している者(※)か。 ※…都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了している者	☐	☐	☐	監督基準第1の2(2)イ	・資格証 ・修了証書	
3 保育士の名称	●	●		① 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	☐	☐	☐	監督基準第1の3 法第18条の23	・保育士証 ・重要事項説明書 ・パンフレット、しおり	
				② 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	☐	☐	☐	監督基準第1の4		

第2 保育室等の構造、設備及び面積										
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼	●	●	〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	☐	☐	☐	監督基準第2の2 (2)		
				② 保育の実施に必要な備品等(玩具、救急用品等の子供の健康や安全管理に関わるもの)を備えるよう保護者に協力を求めているか。	☐	☐	☐			

第3 非常災害に対する措置、第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 防災上の必要な措置の実施	●			地震、火災等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)といった防災上の必要な措置を検討し、実施をしているか。	☐	☐	☐	監督基準第3の2		
		●		火災、地震等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について定めた業務マニュアルが整備されており、取組(保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。)は実施しているか。	☐	☐	☐	監督基準第3の2		
	●	●		(具体的な取組内容を記載)						

第5 保育内容											
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄	
1 保育の内容	●	●	※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。 (参考) 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号) ※平成30年4月1日施行	① 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	☐	☐	☐	監督基準第5(1)ア			
				② 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。	☐	☐	☐	監督基準第5(1)イ			
				③ 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。	☐	☐	☐	監督基準第5(1)ウ			
				④ 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	☐	☐	☐	監督基準第5(1)エ			
	次の事項を定めた業務マニュアルが整備されており、取組(保育従事者への周知を含む。)を実施しているか。							監督基準第5(1)ア			
	① 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項	☐		☐	☐	監督基準第5(1)イ					
	② 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項	☐		☐	☐	監督基準第5(1)ウ					
	③ 子どもの遊び等に関する事項	☐		☐	☐	監督基準第5(1)エ					
					④ 保育の実施に関して留意すべき事項	☐	☐	☐			監督基準第5(1)エ
	●	●		(具体的な取組内容を記載)							

第5 保育内容											
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄	
2 保育に従事する者の保育姿勢等	●		(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	① 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。	☐	☐	☐	監督基準第5(2)ア	・研修記録 ・研修報告書 ・終了証		
				② 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図る(研修を受講する)よう努めているか。	☐	☐	☐	監督基準第5(2)イ			
				(①～②に関する具体的な取組内容を記載)							
	●		(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	① 保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されており、取組(保育従事者への周知を含む。)がされている。	☐	☐	☐	監督基準第5(2)ア	・研修記録 ・研修報告書 ・終了証		
				② 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施している。	☐	☐	☐	監督基準第5(2)イ			
				(①～②に関する具体的な取組内容を記載)							
	● ●			受講している保育に従事する者に関する研修(研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること。)							
					研修名	受講日	内容				
				①							
				②							
③											
④											
⑤											

第5 保育内容										
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
		●	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛(いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力)を与えていないか。 (具体的な取組内容を記載)	☐	☐	☐	監督基準第5(2)ウ	・保育の記録 ・連絡帳 ・利用児童の様子(怪我の有無や顔の表情、挙動等) ・他の機関との連携の記録	
			(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	☐	☐	☐	監督基準第5(2)エ		
3 保護者との連絡等		●	(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	☐	☐	☐	監督基準第5(3)ア	・連絡帳	
			(2) 保護者との緊急時の連絡体制	① 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ② かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握しているか。	☐	☐	☐	監督基準第5(3)イ	・保護者、かかりつけ医等の緊急連絡先	

第6 給食										
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 衛生管理の状況	●	●	食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であるか。	☐	☐	☐	監督基準第6(1)		
				(具体的な取組内容を記載)						
2 食事内容等の状況	●	●	(1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容	① 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	☐	☐	☐	監督基準第6(2)ア		
				(①に関する具体的な取組内容を記載)						
				② アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	☐	☐	☐	監督基準第6(2)ア	・幼稚園・保育所における生活管理指導表 ・アレルギー除去食開始(解除)届	
				(②に関する具体的な取組内容を記載)						

第7 健康管理・安全確保										
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 乳幼児の健康状態の観察	●	●	預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	① 預かりの際、健康状態(※)の観察を行っているか。 (※)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	☐	☐	☐	監督基準第7(1)	・生活チェック表 ・連絡帳 ・保育の記録	
				預かりの際、保護者から乳幼児の状態を報告を受けているか。	☐	☐	☐			
				② 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(1)		
				引渡しの際、保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	☐	☐	☐			
2 職員の健康診断	●			① 健康診断を1年に1回受けているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(4)ア	・職員の健康診断結果表	
		●		② 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	☐	☐	☐			
	●	●		③ 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(4)イ	・検便記録	
3 感染症への対応	●	●	手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策状況 (参考) 「保育所における感染症ガイドライン」(2019年改訂版(厚生労働省))	感染予防のための対策が行われているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(6)イ	・感染症対応マニュアル	
		●		手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されており、取組(保育従事者への周知を含む。)を実施している。	☐	☐	☐	監督基準第7(6)イ	・感染症対応マニュアル	
	●	●		(具体的な取組内容を記載)						

第7 健康管理・安全確保

点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
4 乳幼児突然死症候群に対する注意	●	●		① 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(7)ア	・午睡チェック表	
				② 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(7)イ		
				③ うつぶせ寝(※)を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めているか。	☐	☐	☐			
				(※)窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。						
	(具体的な取組内容を記載)									
				④ 保育中は禁煙を厳守しているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(7)ウ		
		●		⑤ 上記の項目について、業務マニュアルが整備されており、取組(保育従事者への周知を含む。)が実施されている。	☐	☐	☐	監督基準第7(7)ウ		

第7 健康管理・安全確保

点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
5 安全確保	●	●	(参考) 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第 142号通知) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)	① 安全計画(※)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実践されているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(8)ア		
				(※)施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画	☐	☐	☐	監督基準第7(8)イ		
	② 安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。	☐		☐	☐	監督基準第7(8)イ				
	③ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	☐		☐	☐	監督基準第7(8)イ				
	④ 職員に対し、安全計画について周知されているか。	☐		☐	☐	監督基準第7(8)イ				
	⑤ 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。	☐		☐	☐	監督基準第7(8)ウ				
	⑥ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。	☐		☐	☐	監督基準第7(8)ウ				
	⑦ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。	☐		☐	☐					
	⑧ 次の事項について理解し、取組を行っているか。	☐	☐	☐						
	安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え	☐	☐	☐						
	保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認	☐	☐	☐						
	室内、室外の安全確認	☐	☐	☐						
	ケガや急病等における応急手当の方法(実践)	☐	☐	☐						
	「ヒヤリハット」時の事故防止意識の再確認等	☐	☐	☐						
	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法	☐	☐	☐						
事故発生時における対処方法及び連絡体制	☐	☐	☐							
事故等発生後における詳細な内容等の報告	☐	☐	☐							
●	●									

第7 健康管理・安全確保										
点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
5 安全確保		●		⑧の項目について、業務マニュアルが整備されており、取組(保育従事者への周知を含む。)が実施されている。	☐	☐	☐			
				(①～⑧に関する具体的な取組内容を記載)						
	●	●		⑨ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。 なお、研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること。	☐	☐	☐	監督基準第7(8)エ	・賠償責任保険照 ・重要事項説明書 ・事故報告書	
				⑩ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(8)オ		
				⑪ 事故発生時には速やかに当該事実を市子育てあんしん課に報告しているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(8)カ		
				⑫ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(8)キ		
			⑬ 死亡事故等の重大事故が発生した場合、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	☐	☐	☐	監督基準第7(8)ク			

第8 利用者への情報提供

点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 施設及びサービスに関する内容の掲示	●	●		以下の事項について、書面等による提示等がされているか。				監督基準第8(1)法59条の2の2規則第49条の5各号		
				① 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名	☐	☐	☐			
				② 事業所の名称及び所在地	☐	☐	☐			
				③ 事業を開始した年月日	☐	☐	☐			
				④ 保育提供可能時間	☐	☐	☐			
	●	●		⑤ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由	☐	☐	☐			
				⑥ 利用定員	☐	☐	☐			
				⑦ 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況	☐	☐	☐			
				⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定	☐	☐	☐			
				⑨ 設置者の研修の受講状況	☐	☐	☐			
				⑩ 設置者及び職員に対する研修の受講状況	☐	☐	☐			
				⑪ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	☐	☐	☐			
				⑫ (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容	☐	☐	☐			
				⑬ 緊急時等における対応方法	☐	☐	☐			
				⑭ 非常災害対策	☐	☐	☐			
				⑮ 虐待の防止のための措置に関する事項	☐	☐	☐			
				⑯ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)						
⑰ ここdeサーチに情報が掲載されているか。	☐	☐	☐							

第8 利用者への情報提供

点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	●	●		以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。				監督基準第8(2) 法第59条の2の4 規則第49条の6	・重要事項説明、契約書 ・パンフレット、しおり	
				① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	☐	☐	☐			
				② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	☐	☐	☐			
				③ 事業所の名称及び所在地	☐	☐	☐			
				④ 事業所の管理者の氏名及び住所	☐	☐	☐			
				⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容	☐	☐	☐			
				⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	☐	☐	☐			
	⑦ (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	☐		☐	☐					
	●			⑧ 利用者からの苦情を受け付ける連絡先	☐	☐	☐			
	●	⑨ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	☐	☐	☐					
3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	●	●		当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	☐	☐	☐	監督基準第8(3) 法第59条の2の3	・重要事項説明、契約書 ・パンフレット、しおり	

第9 備える帳簿等

点検事項	個人	複数従事者	点検事項補足	点検内容	適	不適	非該当	根拠法令・基準 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考欄
1 職員に関する帳簿等の整備		●		職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	☐	☐	☐	監督基準第9		
				労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている次の帳簿等があるか。						
				① 労働者名簿	☐	☐	☐			
				② 賃金台帳	☐	☐	☐			
				③ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務	☐	☐	☐			
2 利用乳幼児に関する書類等の整備	●	●		利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	☐	☐	☐	監督基準第9		